

社会福祉法人阿賀北総合福祉協会

役員等報酬規程

(平成29年 3月30日)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿賀北総合福祉協会定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、1か月における正規職員の平均所定労働時間の3/4以上で法人の業務に従事する役員）については、報酬を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することができる。
- (3) 役員等には、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表に定めるものとする。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第4条第2項の規定に準ずるものとする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は毎会計年度の定時評議員会の日に年額をまとめて支給するものとする。ただし、任期の途中で退任した場合については、第6条の規定に基づいて算定した額を退任した月の翌月末に支給するものとする。

(報酬の日割り計算)

第6条 任期の途中から新たに役員等に就任した者には、その日から報酬の算定を行う。

2 任期の途中で役員等が退任し、または解任された場合は、退任または解任の日までの報酬を支給する。

3 任期の途中における就任、退任、または解任の場合で、任期中に1か月未満の月がある場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

附 則 (平成29年 3月30日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別 表

名 称	報 酬	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (月額)	300,000 円	常勤の場合
理 事 長 業 務 報 酬 等 (年額)	360,000 円	非常勤の場合
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	280,000 円	常勤
理 事 業 務 報 酬 等 (年額)	120,000 円	非常勤
監 事 業 務 報 酬 等 (年額)	120,000 円	非常勤
評 議 員 業 務 報 酬 等 (年額)	60,000 円	